資料①:種苗事業者向け説明（よつぼし品種利用ルール）

ver.4.2

「よつぼし」の種子・苗・鉢植え株等を取り扱う種苗事業者の方へ

「よつぼし」の種子・苗・鉢植え株等を取り扱う種苗事業者の方へ、育成者権等の侵害がないよう、守らなければならないルールをまとめましたので、ご確認いただき、法令等遵守にご協力ください。
「よつぼし」を扱う種苗事業者は、本研究会に正・準会員としてご入会いただき、種子繁殖のイチゴを新しい種苗産業として定着させるようご協力ください。

１．品種利用ルールの周知徹底

（１）この説明資料の他、次の３つの対象者向け資料があります。「よつぼし」種苗の販売先を確認し、それに合った資料を配付して、適切な品種利用がなされるよう指導してください。

資料名	対　象	範囲
資料②：果実生産者向け説明	「よつぼし」の果実を生産・販売する農業者（農業利用）	制限なし
資料③：家庭菜園用事業者向け説明	種苗事業者の中で、特に、家庭菜園用に、「よつぼし」のポット苗、鉢植え株、プランター植え株等を生産・販売する事業者	正会員 準会員
資料④：一般消費者向け説明	家庭菜園等で利用する一般消費者	制限なし

（２）「よつぼし」種苗の販売先が種苗事業者である場合、その事業者にも、正・準会員として入会いただくようお伝えください。その方にも、正しい品種利用ルールを伝達していただく必要があります。
登録済みの正会員・準会員は、本研究会のホームページに「『よつぼし』種苗が買える店」として紹介しています。

２．種苗の品種表示

（１）仕入れた種苗には、原則、既に品種表示がなされています。そのままの形で転売するときは、特に実施することはありません。適切な品種表示がなされているか確認しておいてください。

（２）種苗の形態が変わったり、新しくカタログ等を作成するときは、新たな品種表示が必要になります。次の場合が対象になるので、該当する場合は事務局までご連絡ください（既に、準会員類型Ａとして登録済みの方は把握済みですので、連絡の必要ありません）。

１）「よつぼし」の種苗等を販売するため、広告を作成したり、カタログに掲載する（店頭ポップ等の軽微な広告は除く）。

２）インターネット販売する（厳重な販売先管理を要する）。

３）仕入れた種子を、袋を詰め替えて販売する。

４）仕入れた種子を、セル苗や鉢苗等に育てて販売する。

５）仕入れた苗を、鉢苗や鉢植え株等に育てて販売する。

（３）上記（２）に該当する方に、「資料⑤：よつぼし品種表示ルール」を送らせていただきますので、それに従い適切な品種表示を行ってください。なお、2022 年度はロゴの使用に賦課金を課すことにしていましたが、会員が広く利用しやすいよう改正されました。

（４）ホームセンター等、家庭菜園用のポット苗、鉢植え株、プランター植え株等の生産・販売は、特別扱いになります。「資料③：家庭菜園用事業者向け説明」を確認してください。

３．果実の品種表示と「よつぼしシール」の販売

（１）果実生産者に、果実販売の際には指定のロゴマークを表示するようお勧めください。

（２）「よつぼしシール」の販売取り扱いをお願いします。

・販売先は、正当な種苗を購入している農業者という以外に制限はありません。御社から種苗を購入している農業者に販売可能です。

縦 25mm×横 32mm の楕円形

・詳細は、次の４社のいずれかにお問い合わせください。

事業者名	ホームページ	電話	FAX
三好アグリテック	https://www.miyoshi-agri.co.jp/	0551-36-5913	0551-36-5878
バイオ・ユー	http://bio-u.com/	0877-62-8275	0877-63-2553
三重興農社	http://www.e-taneya.net/	059-347-8551	059-347-8552
花の海	http://hana-umi.com/	0836-79-0092	0836-79-0088

正当な種苗、正当な種苗から生産された果実にはロゴマークの表示を

４．家庭菜園用のポット苗、鉢植え株、プランター植え株等の品種表示ラベルの販売

・今後登場する種子繁殖型イチゴ品種では、果実生産用品種（農業利用）と家庭菜園用品種とは区別される傾向が強まると予想されます。現状、「よつぼし」では両方の利用が可能ですが、家庭菜園用種苗の流通で、様々な問題が発生しています。家庭菜園用を扱う方は、これまで以上に厳重な管理をお願いします（詳細は「資料③：家庭菜園用事業者向け説明」を参照）。

・御社の「よつぼし」種苗販売先に、家庭菜園用のポット苗、鉢植え株、プランター植え株等の生産・販売する種苗事業者がある場合

１）販売相手が本研究会に準会員として入会しているか確認してください。未入会の場合、入会をお勧めください。ラベルの販売先は、本研究会正・準会員に限定されます。

２）家庭菜園用のポット苗、鉢植え株、プランター植え株等の表示に用いるラベルは、種苗を販売する際に、種苗の販売数以内の枚数で販売してください（令和６年１月以降。それまでは、種苗購入数を調べ、その数以内で販売します）。

３）ラベルの仕入れ等は、種苗の仕入れ元にお問い合わせください。

５．加工品の品種表示

・ジャムや菓子類等に「よつぼし」の名称を用いる場合は、「よつぼしシール」を貼付してください。

・シールを用いず、独自に表示資材の作成を希望する事業者には、本研究入会のうえ、事務局あて、ロゴマークの使用申請を申し出るようお伝えください。

６．種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

７．調査への協力

品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力してください。調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。特に、インターネット販売の場合は、厳重に販売先確認を行い、記録保存しておいてください。

８．その他

御社から配布していただく「資料②：果実生産者向け説明」と「資料③：家庭菜園用事業者向け説明」についても、内容を確認しておいていただきますようお願いします。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会

514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7

e-mail: syushi22@seedstrawberry.com

TEL: 050-3754-5376　FAX: 050-3737-4950

.

資料②:果実生産者向け説明（よつぼし品種利用ルール）

Ver.4.2

「よつぼし」を栽培する果実生産者・農業者の方へ

「よつぼし」を栽培し、果実等を生産・販売する生産者の方へ、育成者権等の侵害がないよう、守らなければならないルールをまとめましたので、ご確認いただき、法令等遵守にご協力ください。
「よつぼし」は、正当な種苗を使って、ルール違反のない限り、国内で誰でも生産・販売することができます（研究会入会の必要はありません）。

１．正当な種苗を使ってください。

・正当な種苗には、種苗法に基づく品種表示（品種名、品種登録番号、海外持ち出し禁止等の利用条件）に加え、右図のロゴマークが表示されています。ご確認ください。

（縦書き･横書きあり）

・栄養繁殖（ランナー増殖）した種苗の販売は認められていません。栄養繁殖株を売買することは、重大な種苗法違反になります。
ご注意ください。

・「よつぼし」はF1 品種です。種子は、許可を受け、特定の母親と父親を交配しなければ生産することはできません（種子生産事業者以外から供給されることはありません）。

２．農業者のランナー増殖について

・３ページ「育成者権者指示文書」を遵守・履行すれば、自家用のランナー株を増殖し利用することができます。
・ランナー増殖は、種苗を購入してから２年以内が限度です（２年に１回以上は更新してください）。
・増殖した株は、必ず、自分の経営内で使ってください。有償、無償を問わず、他人に譲渡することはできません。

よつぼし果実には「よつぼしシール」を使いましょう

３．果実販売にはロゴ表示を

「よつぼし」は、品種普及が進み、一般消費者にも知られるようになりました。それに伴い、逆に、「これは本当に『よつぼし』なのか」というクレームも出てきています。正当に生産された「よつぼし」には指定のロゴを表示し、「よつぼし」の生産者、協力してブランド価値を守りましょう。

（１）よつぼしシールの販売

・出荷用パックにシールを貼付してください。
・シールの購入は、種苗を購入した種苗店にお問い合わせください。
　１巻 1000 枚　　希望小売価格　1,000 円（税別・送料別）
・最寄りの種苗店にないときは、次の事業者にお問い合わせください。

縦 25mm×横 32mm の楕円形

事業者名	ホームページ	電話	FAX
三好アグリテック	https://www.miyoshi-agri.co.jp/	0551-36-5913	0551-36-5878
バイオ・ユー	http://bio-u.com/	0877-62-8275	0877-63-2553
三重興農社	http://www.e-taneya.net/	059-347-8551	059-347-8552
花の海	http://hana-umi.com/	0836-79-0092	0836-79-0088

・これまでお使いになっていたシールの在庫あるときは、在庫を使い切っていただいてからの切り替えで結構です。

（２）自分でラップフィルムや出荷箱を作るとき

・本研究会に準会員として入会してください（入会金５千円、年会費８千円）

・事務局に、ロゴマーク使用申請を行ってください。各社固有の認定番号入りのロゴマークファイルを交付するので、それを使って各自で製作してください。

・独自に作成したロゴマーク入りラップフィルム等を使う場合、シールの貼付は必要ありません。

（３）「よつぼし」以外の独自のブランド名

・「よつぼし」の名称以外で、独自のブランド名で果実販売するときは、その名称を事務局までご連絡ください。

４．種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

５．種苗等の第三者への無断譲渡の禁止

・果実生産者が、種苗や、鉢植え株・プランター植え株等を販売することは、原則、できません。定植で余った苗を鉢植え販売したり、生産株を掘り上げて鉢植え販売することは控えてください。１つの事業体で果実生産と種苗生産の両方の事業を実施している等、特殊な事情がある場合は、事務局までご相談ください。

・栄養繁殖株（ランナー増殖株）は、他人への譲渡が一切禁じられています。有償譲渡だけでなく、無償譲渡でも種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

６．苗生産の委託

・栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。委託できるのは、種子から苗の生産（種子１粒から苗１株）、又は、セル苗からポット苗の生産（セル苗１株からポット苗１株）等、苗数が増えない場合に限られます。

・委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。

・委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力等、本資料及び育成者権者指示文書の内容）。

・書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないよう委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処してください。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会
514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7
e-mail: syushi22@seedstrawberry.com
TEL: 050-3754-5376　FAX: 050-3737-4950

（別紙）育成者権者指示文書

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」はF1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

＜遵守すべき許諾条件＞

① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。

② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。

③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を２年に１度以上は行うこと。

④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。

⑤ その他本許諾に関係する事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

.

資料③:家庭菜園用事業者向け説明（よつぼし品種利用ルール）

Ver.4.2

種苗事業者の中で、特に、家庭菜園向けの「よつぼし」の苗・鉢植え等を生産・販売する方へ

現状、「よつぼし」では、果実生産用（農業利用）と家庭菜園用と両方の利用が認められていますが、家庭菜園用の種苗流通で、様々な問題が発生しています。そのような不適切な種苗流通と明確に区別できるよう、家庭菜園用の苗・鉢物等の生産・販売は、これまで以上に厳格に管理してください。

家庭菜園用の苗・鉢物等の生産・販売を行う事業者は、本研究会に正会員又は準会員として入会してください。

１．栄養繁殖（ランナー増殖）の禁止

栄養繁殖（ランナー増殖）は厳しく禁じられています。種子１粒から苗１株以内、セル苗１株からポット苗１株以内、栄養繁殖がないことを厳守してください（ランナー増殖は、農業者が自らの経営内で使用し、育成者権者が示す条件を遵守する場合に限られます）。

２．果実生産利用（農業利用）と苗生産利用（主に家庭菜園利用）の区分

・果実生産者が、苗・鉢植え株・プランター植え株等を販売することは、原則、できません。
果実生産用の定植で余った苗を鉢植え販売したり、果実生産株を掘り上げて鉢植え販売することは控えてください。

・１つの事業体で果実生産と種苗生産の両方の事業を実施している等、特殊な事情がある場合は、事務局までご相談ください。　　事務局連絡先　e-mail:　syushi22@seedstrawberry.com

３．品種表示

・販売する苗・鉢植え株・プランター植え株等には、必ず、所定のラベルを付けてください。
・ラベルの購入は、種苗を購入した種苗店にお問い合わせください。
・ラベルは、種苗購入数以下の枚数しか購入できません（栄養繁殖できないため）。
・令和６年１月以降、ラベルは、種苗購入の際に一緒にご購入ください（それまでは、種苗購入数を確認のうえの販売になります）

４．販売先への周知と指導

・苗・鉢植え株・プランター植え株等の販売先に対し、（別紙）「資料④：一般消費者向け説明　（よつぼし品種利用ルール）」を配布し、適切な品種利用がなされるよう指導してください。
・必ず、末端の購入者まで情報伝達してください。情報が伝達できない流通形態は認められません。

５．種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

６．調査への協力

品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力してください。
調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。

.

資料④:一般消費者向け説明（よつぼし品種利用ルール）

Ver.4.2

「よつぼし」の苗・鉢植え株等をご購入の方へ（一般消費者・家庭菜園向け説明）

「よつぼし」は、種子繁殖の品種ですが、従来のイチゴと同様にランナー増殖（株からツルが伸び、その先にできる子苗で増やす方法）することも可能です。このようなランナー増殖した株等の取扱いを含め、品種が正しく利用されるよう、次の点にご注意ください。

１．＜他人への譲渡禁止＞

ランナー増殖した株を他人に譲渡することは、有償・無償を問わず、種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

２．＜家庭内での利用について＞

「よつぼし」の場合、ランナー増殖した株を自分の家庭内で利用することが認められています（必ず自分の家庭内であること）。その場合、病害虫が蔓延しないよう、２年に１回以上は更新してください。

３．＜海外持ち出し禁止＞

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

３．＜種子と品種名ロゴについて＞

「よつぼし」の果実から採れる種子は「よつぼし」ではありません（親子でも性格が異なるように）。このようなまがい物と区別するため、正当な「よつぼし」の種苗、株や果実等にはロゴマークを表示するようにしています。ご購入の際、ご確認ください。

よつぼし
YOTSUBOSHI®

（縦書き･横書きあり）

.

資料⑤:品種表示ルール

ver.4.2

「よつぼし」の種苗販売に係る品種表示のルール（種苗事業者向け）

このルールは、「よつぼし」の種苗（鉢植え株等を含む）の販売や広告を行う事業者が、種苗法に基づく品種表示義務と品種育成者権者の指示を履行するため、必要な事項を定める。

１．種苗販売に使用する包装容器（種子袋、苗の出荷箱等）、鉢植えラベル、カタログや広告等の適切な位置に、次の４項目全てを、分かりやすく表示すること。

（１）品種名：よつぼし

（２）品種登録番号：２５６０５

（３）遵守事項

「よつぼし」利用の遵守事項

1. 種苗・ランナー等の海外持ち出し禁止

2. 種苗・ランナー等の他者への譲渡禁止

3. 自家増殖を行う場合、「育成機関公表資料」を確認すること。

https://seedstrawberry.com/custom14.html

（表示例：軽度のアレンジを認める）

（４）ロゴマーク

よつぼし YOTSUBOSHI®

よつぼし YOTSUBOSHI®

よつぼし YOTSUBOSHI®

＜捕捉＞

・これら４項目は、別々の位置に表示することもできる（例えば、ラベルの表面と裏面に分ける）。

・ロゴマークの表示をもって品種名の表示と兼ねることができる。一方、品種名の標準文字表示ではロゴマークの表示を省略することはできない。

・ロゴマークの一色刷（二色表示）も認める。

２．初めてロゴマークを使用の際は、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会から各社固有の認定番号の入ったロゴマークファイルの交付を受けること（別紙「ロゴマーク使用許諾申請書」を提出）。

３．品種の利用と種苗の流通状況について、育成者権者が実施する調査に協力すること（育成者権者から委託を受けた者を含む）。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会

514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7

e-mail: syushi22@seedstrawberry.com　TEL: 050-3754-5376　FAX: 050-3737-4950

（別紙）

「よつぼし」ロゴマーク使用許諾申請書

（注1）研究会が作成したシール・ラベルを購入する場合や、既にロゴマークが表示されている商品を転売するだけの場合、本申請は必要ありません。
（注2）ロゴマーク使用は、原則、本研究会の正会員または準会員を対象にしています。

記入日	年　月　日

会員番号		会員種別	
申請者名			
メールアドレス			
担当者名			
住所	〒		
電話		FAX	

対象商品 （該当するもの全てにチェック）

- ☐ 「よつぼし」の果実
- ☐ 「よつぼし」の種苗
- ☐ 「よつぼし」を使ったジャム等（簡単な加工品）
- ☐ その他、加工品

用途 （該当するもの全てにチェック、該当ない場合は最も近いもの）

- ☐ 広告・カタログ
- ☐ インターネット販売サイト
- ☐ 種苗の包装資材（種子袋、出荷箱等）
- ☐ 鉢植え株やプランター植え株の表示ラベル
- ☐ 果実の包装資材（ラップフィルム、出荷箱、シール等）
- ☐ その他 （　　）

確認事項 （確認後、☐にチェック）

- ☐ 商標の使用に当たって、法令、育成者権が定める遵守事項、その他の遵守事項を守ります。

＜その他特記事項＞

＜注意＞
原則として、連絡はe-メールを使います。普段、e-メールを使用されない方は、「その他特記事項」に「FAX連絡希望」または「郵送連絡希望」等ご記入ください。
会員番号と会員種別は、非会員の場合又は入会手続き中の場合、記入不要。
申請者名は、法人の場合、法人名。個人の場合、個人名を記入してください。
日本語入力で、「チェック」と入力すると、☑に変換できます。